

マイナンバー制度による 所得確認について

ホームページ等でお知らせしているとおり、平成30年7月からマイナンバーによる情報連携において、地方税情報の取得が可能となり、現在検証中です。

予定では本年6月頃まで試行期間とありますが、本格運用が確認できましたらお知らせしていきます。

毎年6月末に、70歳から74歳の方に「高齢受給者証の更新に係る所得証明書類のご提出について」のご案内を送付しておりますが、**本格運用が間に合えば**今年から依頼はなくなり、システムによる所得の確認後、7月末に高齢受給者証を事務所宛に送付いたします。

お手順をおかけいたしますが、**組合ホームページの最新情報**をご確認いただきますようお願いいたします。

※高額療養費及び限度額適用認定証、特定疾病受療証の申請につきましても本格運用の確認ができ次第、所得証明書類の添付省略を行います。



『国民健康保険高齢受給者証』 カード化のお知らせ

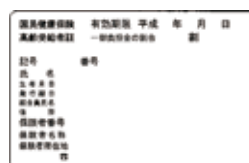
70歳から74歳の方に交付される国民健康保険高齢受給者証が、**平成31年8月交付(更新分含む)**から携帯に便利なカードサイズへ変更します。(被保険者証と同サイズ)

旧 ハガキサイズ



新 カードサイズ

※平成31年8月交付(更新分含む)から



医療機関等の窓口では、「保険証」と「高齢受給者証」の2枚のカードを提示してください。